

## 6月定例会一般質問通告一覧表

2 1	公共施設白書作成について 保健活動と社会保障制度の課題について	入江 和隆
2 1	企業誘致について 空き家及び休耕地対策について	佐藤 尚武
3 2 1	保育料の負担軽減について 障害者の地域生活支援について 人権・同和対策について	新原 善信
2 1	買い物弱者対策 受動喫煙対策	百瀬 光子
2 1	国民健康保険について 介護保険について	竹腰 昭
3 2 1	信頼される政治について 都市計画道路の整備について 住民サービス日本一を目指す取り組みについて	成富 一典
2 1	安心・安全のまちづくりについて 市民の健康づくりについて	城山 雅朗
2 1	小郡市いじめ防止対策推進条例について 交通安全対策について	田代 和誠

## 個人質問

### 国保の課題解決について



入江和隆議員  
(清和会)

①国民健康保険の医療費削減につながる特定健診受診率は毎年39%程度で特に40～50代は約19%と低率です。目標受診率60%達成への工夫はありますか。②平成29年に予定されている市から県への保険者移行という国民健康保険広域化への対応はどうされますか。③保健指導やレセプト分析などに必要な保健師の専門性を活かすため、関係課の人員配置見直しが必要ではないですか。

市長―①レディースデーの設定や若年者健診、保健指導など、新しい取り組みで、受診率の向上を図ります。また先進的な事例で経費以上の効果を生み出す施策がないか研究します。②広域化に向けた国県の動向を注視し、市長会等を通じた意見発信と赤字解消の方策を検討します。

保健福祉部長―③健康課の保健師と国保年金課が連携をとりながらレセプト分析を行っていきたくと考えています。総務部長―③行政改革の行動計画も検討して次年度の採用、人事異動等を考えます。



### 空き家対策として条例を!!



佐藤尚武議員  
(悠成会)

年々高齢化（高齢化率26年24%）していくに伴い空き家が増加していくと思います。防犯防災上も問題があります。近隣市では対策を打っていますが、当市では全然手が打たれていません。①現在の状況

について。②対策について。③空き家対策条例（例えば5年間放置すれば税金を頂くとか、更地にする為の補助をする等）の制定についてお尋ねします。

市長―①平成20年度で空き家が2350戸あり内一戸建て空き家が890戸あります。火災や防犯上の危険性や家屋の倒壊等があることも十分認識しています。関係する部署が一緒になって早急に検討を始めます。②空き家は私有財産であり、自ら解体、修繕することが原則で、所有者に電話や文書により適切に管理するようお願いしています。今後はどのような対策が可能か調査研究していきます。③高齢化社会を見据え空き家対策等の課題が多くなると思いますので、そうした条例については研究し今年度中に方向づけをしたいと思っています。



### 第3子の保育料を

無料に



新原善信議員  
(市民クラブ)

保育料の負担軽減のため第3子の保育料を無料にすること、および所得階層区分を見直すことについてお尋ねします。

市長―大刀洗町や福岡市は、18歳未満の兄、姉を含めた第3子以降に対して保育料の軽減を行っており、本市も、平成27年度からスタートする子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、保育料改定について検討します。現在、第3子の保育料軽減は、国の基準に準じていますが、今後は自治体の状況を踏まえながら、保育料のあり方について、所得や保育状況に応じた階層の細分化や多子世帯への軽減等の検討を行い、今まで以上に個々の世帯状況に応じた保育料になるよう努めてまいります。



### 買い物弱者対策



百瀬光子議員  
(公明党)

高齢化や人口減少の影響で身近な場所から店が撤退し、日常の買い物等に困難を感じる方が、本市においても増加しています。①買い物弱者対策の取り組みについて。②デマンドタクシーの導入について。③移動販売による支援の取り組みについてお尋ねします。

市長―①現状を確認し、規模やニーズに応える形態等、様々な複合的な課題への対応を検討していきます。②協働のまちづくりの一環として、デマンドタクシーや自治会バスといった交通手段の選択や様々な運行形態等、地域と一緒になって取り組んでいきます。③移動販売を実施しようと考えておられるボランティアの方々や事業者との連携等に対する支援につきましてはい検討していきたいと考えています。

副市長―①プロジェクトチームを作り、課題の整理と今後

の方向性を出した上で、担当課を作ることも検討しながら取り組みたいと思います。



▲自治会バス

### 医療・介護総合法案について小郡市の対応は



竹腰 昭議員  
(共産党)

約485万人がサービスを利用する介護保険制度が大きく変わろうとしています。軽度の人へのサービスの縮小や提供の仕方の見直しが盛り込まれている医療介護総合法案での地域支援事業が話に上っています。厚労省は病院や施設への入所を限定するかわりに地域で医療や介護を提供す

る地域包括化を市町村単位で構築すると言っており、サービスを低下させないことが大事です。市の考えをお尋ねします。

市長―今回の法改正は、介護保険制度の大きな改正であると思っております。介護予防や生活者支援、医療などさまざまな観点、視点を見ながら切れ目なく一体的に高齢者の生活支援サービスを行い、その質が低下しないように努めます。

保健福祉部長―国が示しました地域包括ケアであります医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つの視点を踏まえシステム構築をしないといけないと思っています。

### 『住民サービス日本一』を目指す取り組みについて



成富一典議員  
(清和会)

市民サービスの徹底『住民サービス日本一』を目指す具体的な取り組みについて①健康づくりについて。②学力保

障について。③公民館活動についてお尋ねします。

市長―①小郡市健康増進計画後期計画を策定しており、1番目のがん、循環器系疾患、糖尿病、慢性腎臓病、歯の健康の生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進、2番目に栄養、食生活、身体活動、運動、飲酒、喫煙、心の健康といった健康づくり支援、3番目に健康づくり実践のための環境整備の推進と3つの施策を推進しています。②子供たちの豊かな心を育成するため総合学習の時間や学校行事などでの体験活動の充実が求められており、小学校、中学校段階で物づくり体験や職場体験活動などを推進しています。③校区住民の趣味趣向を満たした講座、校区の特性やニーズを考慮しながら高齢者講座、女性講座、子供対象講座を開催しています。また地域行事をはじめ、夏祭りや文化祭、スポーツ大会、アンビシャス広場の開設など地域独自の活動を積極的に行っています。

## 歩道や側溝の改修を 急ぎ市民の安心・安全 を確保すべき!!



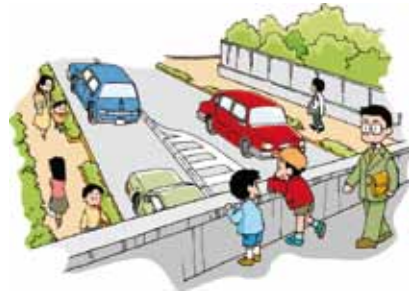
城山雅朗議員  
(清和会)

歩道や側溝の改修について  
①整備の現状について。②整備計画について。③危険箇所は要望書に関わらず市が総点検を行い補修整備するべきではないですか。④危険箇所を早急に整備するために、期間を決めて予算の増額措置を行い、市民の安心・安全を確保するべきだと考えますが、見解をお尋ねします。

**市長**―①道路の安全や機能を確保し、また歩行者等の安全を確保するために、緊急を要する箇所を優先的に整備修繕を行っています。④早急に対応しなければいけない箇所は、予算を配分して取り組まなくてははいけないと考えています。

**都市建設部長**―②整備計画や実施計画はありませんが、毎年区長と協議を行いながら整備箇所の選定を行っています。③危険箇所については市内パ

トロールの強化や市民からの通報等による把握に努め、修繕等を的確に行っていくたいと考えています。



## ネットいじめから 子どもたちを守るためには!



田代和誠議員

本年2月に小郡市いじめ防止基本方針が示され、いじめ防止対策推進条例が提案をされています。その中でもネットいじめについて①無料通話・メールアプリLINEを初めとするSNS(ソーシャル・ネットワーキングサービス)を使用した、いじめ対策について。②いじめ問題対策

連絡協議会の早期立ち上げについてお尋ねします。

**教育長**―①小・中学校とも情報に活用できる学習活動が進められています。特に道徳や学級活動の時間では資料を使った学習が行われ、ネット利用上の留意点等について具体的に学んでいます。また、外部講師を招いてネットの危険性などを保護者と児童・生徒が学ぶようにしたり、学校通信や地域懇談会などで携帯、スマートフォンを使う際のルールづくりを各家庭に依頼しています。教育委員会からもネット上のトラブル等を紹介したり家庭でのルールづくりを促すリーフレットを各家庭に配布しています。②いじめ対策委員会に警察・法務局・児童相談所を入れ、少し幅の広い組織にして、2学期に実施できるような計画をしています。



## 請願・陳情

市政等について意見や要望がある場合、どなたでも直接市議会に請願・陳情を提出することができます。議員の紹介のあるものを請願、紹介のないものを陳情といえます。

**請願**  
請願と陳情にはその取扱いに次のような違いがあります。

定例会で審議し、その内容が妥当と認められるものについては、採択し、必要な対応を行うとともに、その結果を請願者に通知します。

**陳情**  
全議員にその写しを配布します。

請願、陳情については、随時受け付けておりますが、各定例会での審議の都合上、締め切りがございます。請願・陳情の提出方法、その他ご不明な点等がございましたら、議会事務局にお問い合わせください。

公職選挙法では、政治家が選挙区内の人に対し、次のような行為をすることは禁止されています。また、有権者が寄付を求めるとも禁止されています。

- 入学・卒業・就職・出産などの祝いに金品を贈ること
- 病気見舞いに金品を贈ること
- お中元やお歳暮を贈ること
- 葬式の花輪・供花を贈ること
- お祭りの時にお金を寄付したり、お酒を贈ること
- 議員が年賀状等のあいさつ状を出すこと(答礼のための自筆によるものは除く)